

IV 学校教育の内容及び基本的な考え方

4 人権教育

(3) 個別の人権問題の取組

イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

障害のある人の人権問題

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いに関わらず、全ての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービス等をデザインしようという「ユニバーサルデザイン」の考え方や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階において、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動することのできる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違い等から、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流等日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題等が指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・難病患者等の人権問題

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労等の社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。京都府では平成16年に「京都府犯罪のない安心、安全なまちづくり条例」が制定され、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めた「京都府犯罪被害者等支援条例」が令和5年3月に制定された。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

さまざまな人権問題

さまざまな人権問題として、ホームレス、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。

【性的指向・ジェンダーアイデンティティ】

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年に制定された。性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性についての理解を深め、誰もが安心して暮らしていけるための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

※世界保健機関（WHO）は、2019年5月に「性同一性障害」を「精神障害」から除外し、「性の健康に関連する状態」として「性別不合」に変更した。

【識字問題】

同和問題（部落差別）をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって教育を受ける機会が保障されなかった人々や、近年では新たに来日した外国籍府民の識字問題も指摘されており、識字問題に関する教育・啓発の推進に努めることが求められている。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして捉え、歴史的経緯や社会的背景等を知り、拉致問題を正しく理解することが求められている。

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

社会情勢の変化等により、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権の尊重、個人情報保護、安心して働ける職場環境の推進、自殺対策の推進、災害時の配慮等、人権に関わる課題が顕在化している。

【新型コロナウイルス感染症における人権問題】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定を踏まえ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と認識を深め、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことが求められる。

また、身体的理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人とその家族に対してだけでなく、ワクチンの接種の有無による偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷等の未然防止に向けた取組を進める必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染法上の分類が「5類感染症」に引き下げられた。

ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権教育を推進しなければならない。